

「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」の策定・公表について

令和6年11月8日に開催した第10回パーソナルモビリティ安全利用官民協議会において、販売事業者、プラットフォーム提供事業者及び飲食物等の配送業務を委託する事業者がそれぞれ取り組むべき交通安全対策を示した標記のガイドラインが策定されました。

具体的には、ガイドラインでは、

- 販売事業者による購入者の運転免許確認、保安基準に適合した車両の販売
- 飲食物等の配送業務を委託する事業者による配達員が配送業務に使用する車体の正確な車両区分の登録、配達員の運転免許確認、保安基準に適合しない車体の使用禁止

等が定められています。

今後、本ガイドラインに則った対策が実施可能なものから順次実行されるよう、関係事業者等と連携してまいります。

(別添)

- 1 パーソナルモビリティ安全利用官民協議会の概要について
- 2 「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」概要
- 3 「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」本文